



マネージメント・レター No.10

**清算所得課税の改正**

**(1)はじめに**

現在休業している会社、あるいは複数会社を所有しているが、昨今の経済環境から整理しておいた方がいいのではないだろうか？と考えたことはないでしょうか。

今回は2010年度税制改正において清算所得課税が廃止されたことで、少し前の改正ではありますが整理しておきたいと思います。

**(2)新税制における清算法人の課税の概要**

従来の清算所得課税は2010年度改正で廃止され、清算法人に対しても、清算中に生じた各事業年度の所得については、解散前と同じく損益法によって計算された所得を基礎として法人税が課されることとなりました。

上記の通り、通常の所得課税への移行に伴い、債務超過会社が清算する場合に債権者から債務免除を受けることによって生ずる債務免除益についても、清算中に終了する事業年度の所得の計算上、益金に算入されることになりました。したがって当該事業年度においてこの債務免除益に見合う損金がない場合には、課税が生ずることとなりますが、この点については、改正前後において清算法人の税負担が大きく異なることがないよう、期限切れ欠損金を損金に算入することができることとされました。

この場合の期限切れ欠損金とは、具体的に適用事業年度の確定申告書に添付する法人税申告書別表五(一)「利益積立金額の計算に関する明細書」の「期首現在利益積立金額①」の「差引合計額31」欄に記載されるべき金額がマイナスである場合のその金額によるものとされています(法基12-3-2)。

またこの期限切れ欠損金の損金算入が認められるのは、「残余財産はないと見込まれるとき」に限られるが、この「残余財産はないと見込まれるとき」とは解散した法人が当該事業年度終了の時に債務超過の状態にあるときとされています。

**(3)おわりに**

このような改正がなされたことによってメリットの会社・デメリットの会社とあるとは思いますが改正後の申告については事業継続時の申告と変わらない手続きとなったことにより期限切れ欠損金が使えますのでこの機会に眠っている会社があれば各担当者と打合せて検討してみたいはいかがでしょうか？ 登記費用は10万近くかかりますが、それにより別な経費が削減することができるのであれば無駄ではないかもしれません。

組織再編チーム

今回は約4年前の税制改正を改めてご紹介した次第ではありますが、その意図としては来年1月施行の相続税における基礎控除の縮減等に備えて、休眠会社等に対する役員からの貸付金など実質財産価値のないものに相続税がかかるリスクを低減しようという事にもあります。ご検討いただければ何よりです。